

## こんな場所では、火気の使用や危険物品の持込みは禁止です！

### 火気の使用や危険物品の持込み等が規制される場所

劇場や百貨店などの不特定多数の者が出入りする施設及び重要文化財等として指定された建造物での火災発生の防止と火災発生時における急激な延焼拡大を防止するため、県央消防本部では県央地域広域市町村圏組合火災予防条例第23条において、消防長が指定する場所では、火気の使用や危険物の持ち込み等を規制しています。

#### 【喫煙、裸火使用、危険物品の持込みを禁止する場所】

- ・劇場等(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場)の舞台及び客席
- ・百貨店等(百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場で延べ面積1,000㎡以上のもの)の売場、展示部分又は公衆の出入りする部分
- ・キャバレー等(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店)の舞台
- ・映画スタジオ等の撮影用セットを設ける部分
- ・屋内駐車場(収容台数が10台以上のもの)
- ・屋内展示場で公衆の出入りする部分
- ・文化財等(文化財保護法で重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定されたもの等)の内部又は周囲

#### 【危険物品の持込みを禁止する場所】

- ・劇場等の公衆の出入りする部分
- ・キャバレー等の公衆の出入りする部分
- ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場



### 標識の設置

消防長が指定する場所には、禁止される行為に応じて、「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を建物の見やすい箇所に設置しなければなりません。

また、喫煙所を設置した場合は「喫煙所」と表示した標識の設置が必要です。

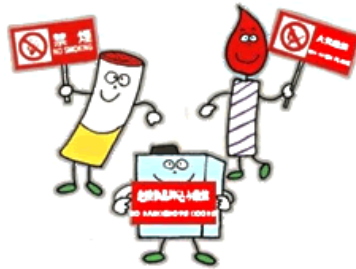
※それぞれの標識の例は次のようになります。(「禁煙」及び「火気厳禁」については、日本産業規格に適合する図記号と標識を併せて設けた例です。「喫煙所」については、健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設けることができます。)



※健康増進法に規定する標識の例

## 禁止行為(喫煙、裸火使用、危険物品の持込み)の解除承認について

火気の使用や危険物品の持込み等を規制していますが、火気の使用などを全面的に禁止してしまうと、文化活動、経済活動、その他業務上の支障をきたす場合があるため、事前に申請を行い、消防長が一定の基準に適合していると認めて承認した場合に限り、例外としてこれらの禁止行為を解除し、必要最小限の範囲で行うことができます。



「裸火」とは…ガスやろうそくに限らず、炭火や電熱器のような発熱部が露出状態で火災発生危険のあるものを含みます。

(例)ろうそく、石油ストーブ、火鉢、ガスコンロなど



「危険物品」とは…消防法別表第1に掲げる危険物、危政令別表第4に掲げる指定可燃物、可燃性ガスや火薬類等です。

(例)ガソリン、灯油、軽油、花火、LPガスボンベなど



## 禁止行為の解除をするためには

次の書類を最寄りの消防署に提出し、解除承認を受けてください。

- ・禁止行為の解除承認申請書 [PDF](#) [Word](#) 様式
- ・添付書類…指定場所の詳細図、指定場所付近の概要図、その他必要書類

【問合せ先】 ※詳細については、最寄りの消防署までお問い合わせください。

諫早消防署 予防設備課 TEL 0957-22-0119 FAX 0957-22-0977

大村消防署 予防設備課 TEL 0957-52-4138 FAX 0957-52-4199

小浜消防署 予防設備課 TEL 0957-74-3231 FAX 0957-74-3233